
■□■民法改正について■□■

賃貸不動産経営管理士は、アパート・マンションの賃貸物件の管理の専門家です。

特に民法の賃貸借のルールは、本試験において重要論点となります。

そこで、今回は、民法改正(賃貸借)についてお伝えします。

□改正の内容

・敷金の定義（賃料債務等を担保する目的で賃借人が賃貸人に交付する金銭で、名目を問わない）を民法に明記

・敷金の返還時期（賃貸借が終了して賃貸物の返還を受けたとき等）・返還の範囲（賃料等の未払債務を控除した残額）等に関するルールを民法に明記

・賃借物に損傷が生じた場合には、原則として賃借人は原状回復の義務を負うが、通常損耗（賃借物の通常の使用収益によって生じた損耗）や経年変化についてはその義務を

負わないというルールを民法に明記

- ・賃貸借の存続期間の上限を50年に伸張

本試験対策

存続期間は、民法賃貸借と借地借家法で異なります。それぞれの数字を確実に覚えましょう。この2つの法律を比較しておさえるのがポイントです。

■弊社ホームページでは書籍のご紹介もしております。

《お薦めテキスト》 ※順次新刊販売予定（6月初旬）

賃貸不動産経営管理士の学習をはじめてされる方

「これで合格 賃貸不動産経営管理士 要点整理」

合格に最低限必要な重要ポイントを厳選!!

イラスト・図表豊富な要点整理、過去問演習で短時間に合格に必要な知識を完全習得!

《お薦め問題集》

「楽学 賃貸不動産経営管理士一問一答」

https://www.amazon.co.jp/2020%E5%B9%B4%E7%89%88-%E6%A5%BD%E5%AD%A6%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3%E7%B5%8C%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%A3%AB-%E4%B8%80%E5%95%8F%E4%B8%80%E7%AD%94-%E7%9B%B4%E5%89%8D%E4%BA%88%E6%83%B3%E6%A8%A1%E6%93%AC%E8%A9%A6%E9%A8%93%E4%BB%98%E3%81%8D-%E7%94%B0%E4%B8%AD/dp/4909683739/ref=mp_s_a_1_6?dchild=1&keywords=%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3%E7%B5%8C%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%A3%AB+2020&qid=1590026422&srefix=%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3&sr=8-6

過去問+これを押さえれば間違いなしのオリジナル問題を収載。新傾向・得点源はアイコンで一目でわかるから、解きながら重要論点が記憶に残ります。

※その他書籍等こちらからご覧頂けます。

<http://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>

(こちらは主に 2019 年度版となります。今年は民法大改正もありますので、必ず上記の 2020 年版の出版を待ってご購入下さい。)

■ K e n ビジネススクールのお薦め講座は...

お薦めの講座の「賃管士基本講座」は、web にてご受講いただけます。

公式テキストをベースに、出題頻度の高い分野を中心に講義します。

本年度の Web の受講は 6 月以降を予定しています。

賃管士基本講座

http://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri_kihon.html

■□■賃管士 コラム■□■

アパート・マンションの賃貸物件の管理の専門家である賃貸不動産経営管理士にとって、民法の賃貸借のルールは、必須の知識です。

特に原状回復に関するルールは、本試験において細かいところまで出題されています。

実務でも役立つルールとなりますので、興味をもって取り組んでください。

■□■ バックナンバーのご紹介 ■□■

こちらでは、メールマガジンのバックナンバーをご覧ください。

https://www.ken-bs.co.jp/studysupport/mailmagazine_pm.html

尚、次回号の配信は6月5日（金）頃の予定です。

■□■ お知らせ ■□■

<新型コロナウイルスに関する弊社対応につきまして>

新型コロナウイルスの感染増加及び政府の緊急事態宣言の検討を受けまして、弊社では、原則として、2020年4月8日以降、全社員・スタッフ・講師につき、当面の間、自宅勤務およびリモートワーク・テレワークにて対応とさせていただくことになっております。

通常対応の目処が立ちましたら、再度ご連絡をさせていただきます。

皆さまには、ご迷惑をお掛けいたしますが、

ご理解とご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

みなさまのご健康を心よりお祈り致します。

株式会社Kenビジネススクール

不動産ビジネス研修事業部 宅建士講座運営 Section

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-12-7 ストーク新宿 1F

TEL : 03-5326-9294

FAX : 03-5326-9291

★受付窓口対応時間：平日 10：00～18：00

土日祝日はお休みとなります。

Email:info@ken-bs.co.jp

<http://www.ken-bs.co.jp/>

Ken ビジネススクールは、不動産取引を専門とする教育機関です。

Ken ビジネススクールでは、

- ・ 宅建士登録講習（5問免除講習）の実施（国土交通省指定）

⇒ https://www.ken-bs.co.jp/index_touroku-kousyu.html

- ・ 宅建士登録実務講習（合格後の実務研修）の実施（国土交通省指定）

⇒ <https://www.ken-bs.co.jp/index-kikin.html>

- ・ 宅建試験の受験指導

⇒ https://www.ken-bs.co.jp/takkenn_kouza.html

- ・ 賃貸不動産経営管理士試験の受験指導

⇒ <https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri.html>

- ・ 企業研修プロデュース

⇒ <https://www.ken-bs.co.jp/houjin.html>

- ・ 書籍の研究開発・出版

⇒ <https://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>